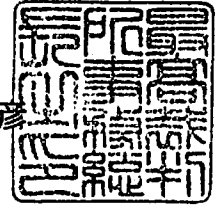


令和元年 8 月 1 9 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

本日付けの諮問（要旨は下記 1 のとおり）について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

1 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした開示の判断に対し、開示された司法行政文書以外にも、本件対象文書に該当する司法行政文書が存在する旨主張しているが、当該判断は相当であるとする。

2 理由

(1) 開示申出の内容

7 2 期司法修習生の組及び実務修習地につき、組の数を決めた上で、京都修習と大津修習を一緒にしたり、神戸修習と奈良修習を一緒にしたりすることを決定した際の文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、令和元年 7 月 1 2 日付けで開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 苦情申出人は、開示された司法行政文書以外にも、本件対象文書に該当する司法行政文書が存在する旨主張している。

イ 本件対象文書を「第 7 2 期司法修習生の組及び実務修習地について、組の

【機密性2】

数、実務修習地の組み合わせを決定した文書」と整理したところ、組の数や各組の実務修習地の組み合わせについては、「第二部の研修の企画その他の重要な事項」として教官会議の議を経なければならないこととされている（司法研修所規程第4条第2項ただし書）。第72期司法修習生の組の数、各組の実務修習地及びその担当教官については、平成30年10月12日の教官会議において決定されたところ、「第72期教官担当表」（以下「本件開示文書」という。）はその際に作成された文書であり、本件対象文書に該当するが、上記決定に際しては本件開示文書を作成することで必要十分であり、本件開示文書以外に本件対象文書に該当する文書を作成又は取得していない。

ウ よって、原判断は相当である。